

訓練手引書

見本

追 補 - 4

令和元年 12 月

SOLAS TRAINING MANUAL

Supplement - 4

Dec. 2019

見本
国土交通省 海事局 船員政策課監修

AUTHORIZED BY SEAFARERS POLICY DIVISION

MARITIME BUREAU,

MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE,

TRANSPORT AND TOURISM OF JAPAN



船員災害防止協会

The Association for Promoting
Safety and Sanitation for Seafarers

[1] 2017 年 06 月の SOLAS 条約改正に伴う追補について

以下のとおり、本改正条約は、2020 年 1 月 1 日に発効します。

1 改正概要 付録 A（参考）を参照

（1）旅客船の損傷制御操練の義務化（新規；附属書第Ⅱ－1 章第 19-1 規則）

- ① 建造年に関係なくすべての旅客船（条約適用船）に適用されます。
※なお、我が国においては、外航・内航の区別なく対象とされます。
- ② 損傷制御操練は、少なくとも 3 ヶ月に 1 回実施することが義務付けられます。全ての乗組員が参加する必要はなく、損傷制御に責任がある乗組員が対象です。

（2）非常配置表への配置追加（改正；同第 37 規則）

非常配置表に割り当てる任務に「浸水緊急時のための損傷制御」が追加されます。

2 訓練手引書 28 頁及び 29 頁（操練の実施間隔等の一覧表を含む）並びに追補 3 付録 A（平成 26 年 7 月発行）を付録 B のとおり置き換えます。

また、旅客船（国内各港間のみの航海を行う場合を除く）に対しての追記があります。

3 訓練手引書 44 頁の [1] の 6-2 非常配置表の例示に、例-7-2 防水部署 損傷制御 旅客船を追加し、また 72 頁の例-7 防水部署：外航貨物船のあとに、例-7-2 防水部署（損傷制御）旅客船を付録 C のとおり追加します。

4 訓練手引書 492 頁～503 頁の、[3] 防水対策及び操練 5 防水部署 操練を付録 D のとおり置き換えます。